

大和市公告第112号

大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年大和市条例第40号）第2条の規定により、地区計画等の案を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の案については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

平成25年7月11日

大和市長 大木 哲

1 地区計画等の種類及び名称

大和都市計画地区計画

渋谷南部地区地区計画

2 地区計画等を変更する土地の区域

大和市渋谷四丁目から六丁目まで、福田字甲八ノ区、字乙一ノ区及び字乙二ノ区並びに下和田字中ノ原及び字上ノ原

3 原案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市渋谷土地区画整理事務所 2階会議室

4 縦覧期間

平成25年7月22日（月）から同年8月5日（月）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。